（1）離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その２　３１か月～２４か月契約〕

（単位：円）

車種			保険期間 31か月契約	30か月契約	29か月契約	28か月契約	27か月契約	26か月契約	25か月契約	24か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									
	自家用									
営業用乗用自動車	A									
	B									
	C									
	D									
自家用乗用自動車			30,580	29,770	28,970	28,170	27,360	26,560	25,750	24,950
営業用及び自家用普通貨物けん引及び自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの							96,740	93,170
		最大積載量が２トン以下のもの							65,870	63,500
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの							68,020	65,580
		最大積載量が２トン以下のもの							44,380	42,850
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用								42,640	41,180
	自家用								23,860	23,130
小型二輪自動車			16,670	16,310	15,940	15,580	15,210	14,840	14,480	14,110
軽自動車	検査対象車		26,750	26,070	25,390	24,700	24,020	23,340	22,650	21,970
	検査対象外車									13,350
原動機付自転車										9,420
大型特殊自動車及び小型特殊自動車									11,420	11,170
緊急自動車			10,000	9,840	9,690	9,530	9,380	9,220	9,070	8,910
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
	(ロ) 小型二輪自動車									
	(ハ) 軽自動車	検査対象車								
		検査対象外車								
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車								9,960	9,770
	(ロ) 教習用自動車								9,960	9,770
	(ハ) その他 a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)								33,200	32,100
	b 小型二輪自動車		19,100	18,660	18,220	17,770	17,330	16,890	16,450	16,010
	c 軽自動車	検査対象車							16,450	16,010
		検査対象外車								16,000
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車									5,100	5,100
検査対象外被けん引軽自動車										5,120

（注）営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

（1）離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その３　２３か月～１６か月契約〕

（単位：円）

車種			保険期間 23か月契約	22か月契約	21か月契約	20か月契約	19か月契約	18か月契約	17か月契約	16か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									
	自家用									
営業用乗用自動車	A									
	B									
	C									
	D									
自家用乗用自動車			24,130	23,310	22,490	21,670	20,850	20,030	19,210	18,390
営業用及び自家用普通貨物けん引及び自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの	89,540	85,900	82,270	78,630	75,000	71,360	67,730	64,090
		最大積載量が２トン以下のもの	61,090	58,680	56,270	53,860	51,450	49,040	46,630	44,220
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの	63,080	60,580	58,090	55,590	53,090	50,600	48,100	45,610
		最大積載量が２トン以下のもの	41,290	39,730	38,170	36,610	35,060	33,500	31,940	30,380
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		39,690	38,200	36,710	35,220	33,730	32,240	30,750	29,260
	自家用		22,380	21,640	20,890	20,150	19,400	18,660	17,910	17,170
小型二輪自動車			13,740	13,370	12,990	12,620	12,250	11,880	11,500	11,130
軽自動車	検査対象車		21,270	20,570	19,880	19,180	18,480	17,790	17,090	16,390
	検査対象外車									
原動機付自転車										
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			10,920	10,670	10,420	10,170	9,910	9,660	9,410	9,160
緊急自動車			8,750	8,590	8,440	8,280	8,120	7,960	7,800	7,640
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
	(ロ) 小型二輪自動車									
	(ハ) 軽自動車	検査対象車								
		検査対象外車								
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車		9,570	9,380	9,190	8,990	8,800	8,600	8,410	8,220
	(ロ) 教習用自動車		9,570	9,380	9,190	8,990	8,800	8,600	8,410	8,220
	(ハ) その他 a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		30,990	29,870	28,760	27,640	26,530	25,410	24,300	23,180
	b 小型二輪自動車		15,560	15,100	14,650	14,200	13,750	13,300	12,850	12,400
	c 軽自動車	検査対象車	15,560	15,100	14,650	14,200	13,750	13,300	12,850	12,400
		検査対象外車								
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,100	5,100	5,090	5,090	5,090	5,090	5,090	5,090
検査対象外被けん引軽自動車										

（注）営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

第明治二十三種郵便物認可　三十一年三月五日